

第3回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容

NO.	カテゴリー	Q	A
1	内容について	まちづくりについては、市民ひとりひとりに思いがある。自治基本条例は手続きだけではなく、思い(理念)を条項として盛り込んでいただきたい。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
2		3人の委員さんの発表を伺って「条例をつくること」ではなく、「条例をつくるプロセス=より多くの人に参加して話し合うこと」が大切だと思った。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
3		住民自治基本条例の中に盛る内容として「権利と義務」「権利と責任」についての言及があったが、この条例の中では市民の権利を謳うと同時に、それだけでなく、当然に「市民の責任」は定めるべき事項であると思う。他市の例では、「市民は自らの発言と行動に責任を負う」と謳っている。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
4		市民参画(市民が行政の機能を大切にしながら街づくりをすること)を基本条例の根本におくことは当然必要である。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
5		コミュニティをわずらわしいもの、付き合いでやらされるものとする市民が少なくない。コミュニティ活性化の必要性を確認し、条例の理念として確認しておくことが大切。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
6		協働とは、立場の違う者が、それぞれの立場でしかできないことを主として行うことにより、生産(価値あることを生み出す)行為を共同で行うことではないか。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
7		文章(条例等)により、活動が制約されることもあるが、活動内容や方法を明確にすることによって逆に活動が活性化されることもある。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。

8		市民の義務については「どのようなものを義務にしていくのか」。義務として認定する為の理由を明確にすることが大切。権利についても同じ。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
9		財源の確保は自治体によっては難しいものがある。国の態度として国の言うことをきかなければ国は金を出さないというところに問題がある。財源確保の難しい自治体には、生活保護のような自治体としての文化的活動が保証されるような制度が必要である。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
10		自治能力の育成及び課題発見能力とそれを解決する能力は社会教育の充実が必要。社会教育は自分で資料を集め、それらを検討し、見識者当の意見を講座等で聞き、それらを基にして市民と行政の協働による、またはそれら単体による議論によって行われると考える。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
11		基本条例においては、各条例（子ども条例等）において必ず盛り込むべき理念を一言に集約して盛り込むことが重要。各条例は基本条例の性質から改正される必要が出てくる可能性があるが。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
12		条例の周知は、その理念を含めてe-ラーニングを用いて講座の形で行えると効果があがると考える。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
13		気づいたものが気づいた事をするということは正しい。しかし、個人主義の強い若者が社会参画していく事の少なさが目立つ。個人主義の風潮の中における、協調主体の社会生産（社会に必要なものを作り上げていく）の意味を若者に伝える手段を考えていく必要がある。個人主義が保たれるためには、よい社会がそこにはないといけないことを伝えていくべき。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。

14		条例の規範性は、必ず盛り込むべき理念は、それは高くもつべきである。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
15		社会教育において市民がやるべき事、行政がやるべき事、それらの理由を創造しながら、学習していくことが大切である。それが調布まちづくりにつながる。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
16		権利と義務は、それぞれそれが成り立つ理念があるか、その理念がなぜ必要と強調されるのかについても義務教育では学ぶことが大切。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
17		議員の「代表」と「代理」について、日本語の意味としては違うが、議員の行為の内容としては同じであると考え。議員はこれを考えて倫理上問題にならない様に行動すべき。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
18		条例に「義務」を入れることは、法的におかしくないと考える。日本国憲法にも国民の義務がかかっているからである。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
19		行政部門の行政上の責任を明確にすることは大切である。しかし、ひとつの部門だけでなく多部門で責任を持つものもあり、それらが予期せぬ形で出現をしてきた場合も含めて、行政部門に対する市長の責任配分をケースバイケースで認める制度を確立していくべき。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
20	市民参加について	仕事で中心になっている年齢（40代）の方々が社会活動においても活躍できるように工夫する必要がある。よい仕掛けを考えていただきたい。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
21		すべての人が参加できる市民生活として、昼間調布にいない男性が、どのような活動を休日にできるのか。まちづくりの市民活動を（共働きの夫婦が多いので）休日に夫婦で参加できる状況を作っていくべき。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。

2 2	運営について	会場が広くなり、傍聴席もテーブルが広くなったので資料を広げてみるができるようになった。今後も広さを確保してほしい。	今後もスペースの確保をまいります。
2 3		物事を決める会議の方法としていくつかの小集団をつくり、それらには同じ課題で議論してもらい、最後に各集団に議論結果を発表してもらい、全体（大集団）でまとめていく方法もある。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
2 4		条例作成市民フォーラムと当市民懇談会を別に作った意味がわからない。行政が市民フォーラムに参加し、できれば援助するほうがよいのではないか。	「みんなで調布自治基本条例をつくる会」は、市民フォーラムが呼び掛けて、市民が自主的に開催しているものです。今後、つくる会以外にも勉強会や検討会ができ、住民自治基本条例について活発な議論があることは望ましいと考えますが、市が市民フォーラムに参加することは考えておりません。
2 5	その他	憲法21条で表現の自由は保障されているはずですが。意見書の変造は刑法159条の私文書偽造にあたるのでは？	「意見書」は変更していません。意見書を踏まえて作成した調布市の「市民参加プログラム（案）」について、市役所内の各部からの意見を斟酌し、修正を行ったものです。このような過程を通して調布市の市民プログラムの内容が決定しました。
2 6		第2回傍聴アンケート内容の回答について、資料の複写は行政資料室を利用ということであったが、勤務の都合で平日昼間の利用が難しい。なんとかならないか。	資料の提供については、現金の収受を伴いますので、行政資料室での扱いとさせていただきます。御了承ください。
2 7		「案」の内容改正はできるかぎり「案」を作る人が全員参加できる状態で行うべき。行政がそれを行うときは少なくとも「案」を作る人たちの承認を必要とするべき。	第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。

28		意見を書く紙が足りないのでなんとかして欲しい。	様式の変更や追加はいたしません、裏面に書いていただいたり、別紙に書いていただいても結構です。別紙がお手元にはない場合は、当日事務局にお申し出ください。
----	--	-------------------------	---